

議事要旨(2) 「棚卸資産の評価基準に関する論点の整理」のコメントについて

初めに、湯川専門研究員から、資料「審議資料(2) 論点整理に対するコメント」に基づき説明がなされ、寄せられたコメントの概要と検討しているコメントへの対応案の報告がなされ、この事項について審議がなされた。

1. コメントの概要について

「棚卸資産の評価基準に関する論点の整理」については、平成 17 年 10 月 19 日から 12 月 12 日のコメント受付中に 15 件のコメントが寄せられた。

項目ごとのコメントの分布について、

【論点 1】原価法と低価法の選択適用の見直し

【論点 2】低価法の適用除外とする場合

【論点 3】低価法適用時の時価

【論点 7】損益計算書における低価法評価損の計上区分

に対するコメントが集中していることの説明がなされ、当該論点を中心にコメント分析の説明が行われた。

2. 報告されたコメントの概要と対応案の概要

寄せられたコメントの分析等を踏まえ、専門委員会において検討された主な箇所は、以下のとおりである。(詳細については、審議資料(2)「論点整理に対するコメント」参照。)

【論点 1】原価法と低価法の選択適用の見直し

基本論点であるが、概ね賛成していただいているという説明がなされた。

ただし、販売用不動産に低価法を適用するのはなじまないという意見があった。

【論点 2】低価法の適用除外とする場合

未発売の土地建物を評価することは困難であり、時価の微妙な変動を把握するのは技術的に困難であるという意見があった。

また、工事損失引当金の計上が強制されたことにより、未成工事支出金に関しては低価法の適用は不要であるとの意見がある一方で、未成工事支出金及びその他の請負契約における仕掛品については、帳簿価額を回収可能額まで減額すべきであるという意見もあることから、引続き専門委員会で検討を行うとの説明がなされた。

【論点 3】低価法適用時の時価

低価法適用時の時価として正味実現可能価額が適切であるという意見が大勢をしめているが、実務上の配慮からも、一律に規定する方向で検討すべきではないという意見もあり、引続き専門委員会で検討を行うとの説明がなされた。

#### 【論点7】損益計算書における低価法評価損の計上区分

低価法評価損、品質低下・陳腐化評価損は、実務上は明確に判別することが難しいために両者の計上区分を同じとすべきであるという意見が大勢をしめた。計上区分については専門委員会において引続き専門委員会で検討を行うとの説明がなされた。

論点1の販売用不動産及び論点2の土地建物の評価については、次回の専門委員会において、不動産協会から参考人として意見を願う予定であるとの説明がなされた。

委員等からなされた主な発言は以下のとおりである。

- ・ 公認会計士協会からのコメントで「低価法を適用する場合の時価の捉え方について一律に規定する方向で検討するのではなく、帳簿価額の切下げが必要な事象に応じて整理すべきである」というコメントが記載されていないようなので、反映した上で、検討をお願いしたいとの意見があった。
- ・ また、コモディティはヘッジの対象となっているものも多いので、この点からも検討してほしいとの意見があった。

事務局から、今後の検討の対象として検討する旨の説明がなされた。

以 上